

原告側の主張認める

J A庄内 地裁支部、準備手続き みどり訴訟

J A庄内みどり(酒田市、阿部茂昭組合長)に販売を委託している米生産農家が同J Aに未払い金の支払いを求めた集団訴訟の弁論準備手続きが16日、地裁鶴岡支部であった。鈴木わかな裁判長は、原告側の「個別契約や合意がないのに販売代金から不当に農家の利益が差し引かれた」とする主張をほぼ全面的に認める心証を述べ、和解を検討するよう促した。

心証開示はこれまでの争点を明確化した上で現時点での判断を示すもので、鈴木裁判長が、当事者のみが参加する非公開の法廷で示した。これまで原告は、販売代金から「直販メリット」と呼ばれる項目や倉庫利用料などが差し引かれた

と主張。原告団は酒田市と遊佐町の計83人になり、本来農家に入るはずだった総額約2830万円を支払うよう求めていた。一方、J A側は「直販メリットは」座談会資料や精算書などに記載して配布しており、合意があった」と反論していた。

鈴木裁判長は直販メリットなどを差し引くことについて個別の契約がなく、お知らせや精算書に記載して各戸に送付しても農家側が合意したことにはならないとの心証を示した。その上で、次期期日の5月16日までに和解を検討するよう促した。原告代理人は「主張が認められて安堵(あんど)している」、被告代理人は「非常に厳しく到底納得できない。J Aと相談して対応を考える」と話した。

双方の代理人によると、